

# 和牛日本一鹿児島応援店募集!



一緒に「和牛日本一鹿児島」  
を盛り上げましょう!

和牛日本一鹿児島  
応援店とは?

鹿児島県産和牛(以下、「県産和牛」とする。)を取り扱っている店舗を「和牛日本一鹿児島応援店」として登録します。

県産和牛の定義

食品表示基準第18条及び第24条により、鹿児島県または鹿児島県内の市町村を原産地として表示していること。

目的・概要

登録された「和牛日本一鹿児島応援店」に対して、情報発信の支援を行うことで、県産和牛のさらなる認知度向上及び消費拡大を図る。

登録対象

飲食店、ホテル・旅館、量販店・直売所、精肉店等

登録条件

1. 食品衛生法等関連法令を遵守していること。
2. 県産和牛を常時提供していること
3. 県産和牛を取り扱っていることをメニュー等に明記すること。
4. 今後もさらに県産和牛の認知度向上及び消費拡大を積極的に進める意欲があること
5. 申請書記載内容の公開(HP掲載、マスコミ等へ紹介等)を承諾し、県が実施するアンケート調査等に協力すること。
6. 事業所の事業主・役員は暴力団員等に該当せず、また、密接な関係もないこと。

登録のメリット

- ✓ 登録証を交付します
  - ✓ ロゴマークを使用できます
  - ✓ 希望店舗にポスター、のぼりを配布します
  - ✓ 県のホームページや広報誌等で紹介します
- ※登録証、ロゴマーク、のぼり、ポスター等は現在デザイン中です

募 集 期 間

随時募集

※年4回登録を行います。

登 録 用 H P



和牛日本一鹿児島応援店



登録様式に必要な事項を記載の上、  
電子申請または郵送・メールにてお  
申し込みください

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag07/wagyu1.html>



鹿児島県農政部畜産振興課畜産流通対策係(099-286-3219)



## よくある質問



Q

**自動販売機**で鹿児島県産和牛の精肉や加工品を販売する場合は登録対象となりますか？

A

登録対象と**なります！**  
申請においては、『**量販店・直売所**』を選択してください。

Q

登録条件に「県産和牛を取り扱っていることをメニュー等に明記すること」とありますが、主たる飼養地(2カ所以上の飼養地で使用した場合に、飼養期間が最も長い飼養地)が鹿児島県または鹿児島県内市町村である**銘柄牛**名をメニュー等に記載している場合は、該当しますか？

A

**該当します！**

Q

県産和牛を取り扱っているが、「**国産和牛**」とのみ表示している場合は、登録の条件を満たしますか？

A

「4 県産和牛を取り扱っていることをメニュー等に明記すること」に該当せず、登録条件を**満たしません**。鹿児島県産であることを明記して、ぜひ登録してください！

Q

「4 県産和牛を取り扱っていることをメニュー等に明記すること」の『**メニュー等**』は具体的に何が想定されますか？

A

精肉や加工品販売においては、プライスラベルやシール、ポップアップ等、飲食店で提供する場合には、メニューやメニュー紹介文、ポップアップ等、**消費者にわかるように表示**されているものが考えられます。

Q

和牛日本一鹿児島応援店が**ふるさと納税**返礼品を提供している場合、ふるさと納税ポータルサイトで「和牛日本一鹿児島」のロゴマークを使用することはできますか？

A

**使用できます！**ぜひ積極的にご活用ください！